

## 特集 学校の動物飼育に関する課題と改善策



日本の学校教育における動物飼育は 100 年以上の歴史があり、生活科の指導内容に位置づけられてからもおよそ 30 年が経過します。多くの皆さまの努力と協力があって、学校の動物たちの生活環境は向上しつつあります。しかし、その一方で、いろいろな理由から飼育環境が改善されなかったり、動物飼育を止めてしまったりする現状があります。ここでは学校で行われている動物飼育の課題と改善策について特集しました。

日々行われている動物飼育において「こんな時どうしたらいいんだろう」「何か改善するよい方法はないだろうか」と、いろいろ悩ましいことがあります。第 20 回全国学校飼育動物研究大会の口頭発表において田淵薫先生(愛知県一宮市立神山小学校)は「飼育担当から寄せられた問題点」を紹介していました。その主なものは以下の通りです。

- ・鳥インフルエンザ対策で子どもに鳥小屋を掃除させていない。
- ・鳥インフルエンザ対策などは、学校だけでは対策が難しい。
- ・鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症が心配。
- ・アレルギーで子どもが飼育活動をするのが難しくなっている。
- ・動物が死んだ時の対応に困る。
- ・小屋が教室に近く、風向きにより、アレルギーのある子どもに症状が出た。
- ・飼育小屋が校舎南側で、夏は暑く、台風や雪の影響もあってかわいそう。
- ・冬場、ウサギが寒くてかわいそう。
- ・飼育小屋の老朽化している。
- ・子どもが気軽に行ける場所にない。
- ・ウサギが穴を掘って、脱走を図った。
- ・飼育環境が整っておらず、10 頭以上飼育している時はたくさんの子ウサギを死なせてしまった。
- ・飼育環境が悪く、不衛生である。
- ・ウサギを外飼育小屋で飼うのは難しいケースがある。外の環境に順応できる動物に替えていきたいが、それも難しい。

- ・室内飼いが推奨されるが、外に既に小屋があり、休日の管理などを考えると踏み切れない。
- ・ウサギが喧嘩して怪我をすることがあった。
- ・ウサギとチャボがよく喧嘩していた。
- ・ニワトリは飼育しにくいと思う。
- ・頭数が増えすぎたため、去勢・避妊手術を考えたが、高額で、市からお金を出してもらえなかった。
- ・動物が死んだ場合、新たにどこからもらえば良いか分からないので困る。
- ・近所の人から、生まれたウサギを飼ってほしいと言ってきたが断った。
- ・介護が必要になった動物がいる。対策に困っている。
- ・飼育担当でない子どもにも興味をもたせるような活動をさせたい。
- ・ウサギとふれあうのは飼育委員だけでは、飼育している意味がないのではないか。
- ・命を扱うので、子どもにも動物にも責任が重く、心理的負担が大きい。
- ・飼育の責任の所在が曖昧である。
- ・ウサギを触れない職員が担当になると、世話がおざなりになる。

図1 「飼育担当から寄せられた問題点」

これらの問題点に対する回答や改善するための方法、考え方について、獣医師や学校教育関係者に聞きました。項目の一つ一つに対応している訳ではなく、いくつかをまとめて回答しています。

なお、ここで掲載されている写真は本文の内容を説明するものではありません。

### ★鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強い種類のウイルスです。

#### ○感染経路

鶏は、このウイルスに感染した野生の水鳥やその糞、水鳥がいた池の水(生活水)に触れることで、この病気にかかる場合があります。また、それらに触れたネズミやヒトなどが飼育舎にウイルスを持ち込むことによって、鶏に感染することもあります。

#### ○病態

このウイルスに感染した鶏は元気がなくなったり、餌を食べなくなったり、卵を産まなくなったりして、高い確率で死亡します。なかには、症状が出ないまま急死する個体もあります。

#### ○飼育舎の予防対策

以下のことに注意すると共に、普段から飼育日誌を活用して「食欲はあるか」「元気があるか」など、鶏をよく観察することで、ウイルスに感染したかどうか気づきやすくなります。

- ①鶏などが、野生の水鳥やその生活水と接触することを避けましょう。
- ②飼育舎の掃除の際、餌の食べ残しをきっちり片付けることで、感染したネズミや野鳥が近付いてこないようにします。
- ③飼育舎の金網に穴などがあれば補修し、ネズミや野鳥の侵入を防ぎましょう。
- ④近隣で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、飼育舎に入る前に靴底や手指などを消毒するようにしましょう。
- ⑤飼育舎の運動場にはネットを張り、野鳥が入り込まないようにしましょう。

#### ★感染症

感染症とは、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状がでることをいいます。感染症には、人から人にうつる伝染性の感染症のほかに、破傷風やツツガムシ病などのように人から人にはうつらず、動物や昆虫から、あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症も含まれています。感染してもほとんど症状がでずに終わってしまうものもあれば、一度症状がでるとなかなか治りにくく、時には死に至るような感染症もあります。

感染症を大まかに分けると、次のようなものがあります。

<感染経路で分けると>

- ①人から人へと感染するもの
  - ・接触して感染するもの
  - ・咳やくしゃみなどで空気中に漂った病原体を吸い込んで感染するもの
- ②動物や昆虫から人へ感染するもの
- ③土の中などにおいて、傷口などから感染するもの
- ④食べ物から感染するもの

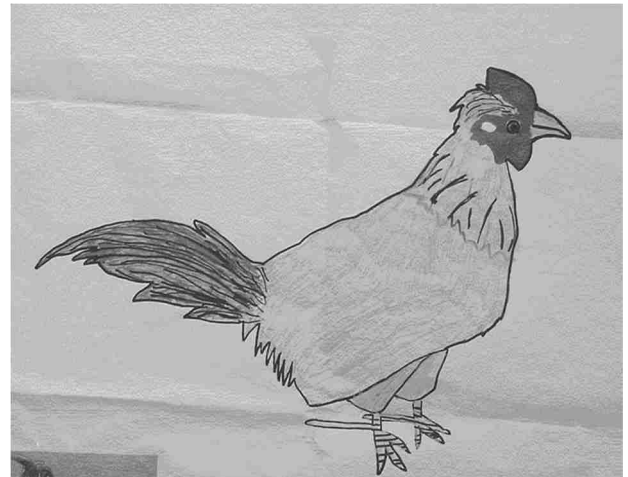
<病原体で分けると>

- ①ウイルスによって起こるもの
- ②細菌・真菌によって起こるもの
- ③寄生虫、原虫によって起こるもの
- ④その他(リケッチア、クラミジアなど)によって起こるもの

#### ★人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症もしくは人獣共通伝染病とも訳されています。世界保健機関では「脊椎動物と人との間に自然に移行しうるすべての病気または感染を指す」と定義されています。人獣共通感染症を、動物から人への感染経路で分類すると以下の3経路に分けられます。

- ①動物が病原体の自然宿主であり、動物の体内で病原体が増殖し、病原体は尿中や糞中に排泄され、人への感染源になり得る。しかし、動物自体は保菌者であっても外見的には全く健康で不顕性感染である場合、野生のげっ歯類のハンタウイルスなどの病気代表的です。
- ②感染動物が自然宿主と終末宿主の中間的存在である。媒介をする動物は本来の保菌者ではないが、病原体の生態サイクルに入る場合、日本脳炎は、ブタから蚊を媒介として人に感染する人獣共通感染症で、法定伝染病として通常は公衆衛生で扱われています。
- ③終末宿主として、病原体に感染し発症する場合。自然界では持続的に感染源になることはないが、潜伏期間中や発症中に人への感染源となる狂犬病などが有名です。この場合は、動物も劇症を示すので飼育者も容易に気づく症状がでます。



#### ★人獣共通感染症の予防対策

学校で飼育されている動物で、現実的に問題となり得るのは、狂犬病やエボラウイルスなどの市民生活を脅かすようなものではありません。あまり神経質になる必要はなく感染経路を防ぐことを考えて次の項目に注意するとよいでしょう。

基本となるのは人と動物双方の健康と衛生管理が大切です。

- ①新しい動物を飼い始めるときには、2週間位の観察期間を設ける。
- ②飼育舎の掃除後や、動物に触れた後、排泄物に触れた場合は必ず石鹸で手を洗う。
- ③飼育舎にネズミや野鳥が侵入しないように気をつける。
- ④動物に口移しでエサを与えない。食器を共用しない。
- ⑤動物に噛まれたりひっかかれたりしたら、すぐに傷口を消毒して保健養護教諭等に報告し、その後の指示を受ける。
- ⑥飼育舎の卵などを勝手に持ち出さない。
- ⑦飼育動物に異常があったら病気が考えられるので注意する。
- ⑧異常な死に方をした場合には、獣医師に検査を依頼して原因を確かめ、適切な遺体処理を行う。なお、イヌ、ヤギ、ウサギ、ニワトリ、アヒル、ウズラなどの動物種では、家畜伝染病予防法により、獣医師もしくは動物の所有者が病気を発見した時には、家畜保健衛生所に届出なければならぬ疾病が規定されている。動物の病気・死亡に関しては獣医師に相談することが大切である。

### ★学校で飼っている鳥類

これまでの科学的知見によれば、鳥インフルエンザウイルスは多くの種類の鳥類に感染しますが、国内で鳥インフルエンザウイルスが発生したためにこれまでペットとして家庭等で飼育していた鶏やチャボ、小鳥が直ちに感染源で危険になることはありません。

しかし、鳥類は鳥インフルエンザに限らず、ヒトに感染するその他のウイルスや細菌などの病原体を持っている可能性があります。鳥類を飼育する場合は衛生状態に注意を払い、鳥類に触った後の手洗いや糞尿の速やかな処理などを行うことが勧められます。

鳥類が普段と様子が違うとか、弱っているなど、健康状態に異常があった場合は獣医師に相談しましょう。また、飼い主が身体に異常を感じた場合は、早めに医療機関を受診することが大切です。

飼育している鳥が死んでいるのを発見した場合には、その場所と状況により、最寄りの動物病院、家畜保健衛生所、教育委員会、あるいは保健所などの適切な機関に相談して下さい。

#### ○注意事項

たくさんのニワトリに症状が出たり、連続して死んだりした場合は、獣医師か最寄りの家畜保健衛生所に相談しましょう。ニワトリ等が高病原性鳥インフルエンザにかかった様子がある場合には、家畜伝染病予防法に基づいて、最寄りの家畜保健衛生所に届出する必要があります。

#### ○小学校での鳥類の飼育

2003年東南アジアで発生した鳥インフルエンザは、養鶏業者に大きな打撃を与えました。また、海外では高病原性鳥インフルエンザの感染による死亡者も発

生しました。その影響は日本の小学校にも及び、子どもたちに鳥類の世話をさせない学校が増えました。それは正確な情報に対処したのではなく、風評による保護者の心配を考慮したものでした。日本では人への感染は報告されていません。ここで説明した対策を取っていれば小学校の鳥類が感染することはありません。安心して鳥類の飼育をしてください。



### ★子どものアレルギーの対応について

学校保健のアレルギー対策ガイドラインにそって対応をお願いします。学校生活において特に配慮・管理が求められる対応には、各アレルギー疾患に共通した特徴がみられます。これらの対応は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため注意が必要です。

#### ○他の子どもたちへの説明

アレルギー疾患の子どもへの取り組みを進めるにあたっては、他の子どもたちからの理解を得ながら進めていくことが重要です。その際、他の子どもたちに対してどのような説明をするかは、発達段階や学級の状態などを総合的に判断し、当事者である子ども及び保護者の意向も踏まえて決定してください。

公益財団法人日本学校保健会では、アレルギー疾患の子どもの保護者の協力を得て、子どもを対象としたアレルギー疾患についての様々な啓発資料を紹介しています。

アレルギー疾患という分類は、アレルギー反応に起因するという病態に着目した分類であり、その症状は疾患によって異なります。学校がアレルギー疾患への取り組みを行うにあたっては、個々の疾患の特徴を知り、それを踏まえたものであることが重要です。

また、アレルギー疾患のもう一つの特徴として、同じ疾患であっても個々の子どもで症状が大きく異なるということがあります。その違いは、疾患の病型や原因、重症度として表されます。

さらに、疾患によっては、その症状の変化がとても速いことも特徴です。原因物質の摂取後、症状が急速

に進行することがまれではありません。気管支喘息や食物アレルギー・アナフィラキシーの症状は急速に悪化するもので、そのことを理解し日頃から緊急時の対応への準備をしておく必要があります。



### ★学校で動物を飼育する意義

動物を飼育する主な理由は、小学校学習指導要領解説生活編に、「指導計画の作成と内容の取扱い」として、「動物を飼う活動は2学年にわたって取り扱うものとし、動物へのかかわり方が深まるよう継続的な飼育を行うようにすること」と明記されていて、学校で動物を飼育することが求められているからです。そのため、小学校では、比較的飼育をしやすいチャボ、ウサギ、モルモットなどが飼育されています。

長期間にわたって子どもがすすんで動物の世話をすることができるようになると、動物は子どもに対して「逃げない」「近寄ってくる」「なつく」といった行動を示すようになります。つまり、子どもが思いを持って動物にかかると、動物は子どもに思いを返してくれます。もの言えぬ動物の立場になって考えたり気持ちを感じとろうとしたりする感性の豊かさ、思いやりの深さは、子どもが動物とかかわることによって身につきます。このような子どもと動物との関係は人と人との関係にも適用できるため、子どもが人間関係を学んでいく基礎としても動物飼育は重要と考えます。

また、飼育している動物と日常的に触れ合うことができると、子どもは動物が持つあたたかさやぬくもり、命の存在に気付くことができます。さらに、動物の死による辛く悲しい別れは、動物が亡くなるまで飼育しない限り、体験することはできません。子どもが動物の死に直面する機会が乏しくなっているという現状は、今生きている身の回りの生き物や家族を、改めて「生きている」と認識することができなくなっていると考えられます。そのため、子どもの近くにいる動物は、子どもが生と死、喜びや悲しみを理解できる大切な存在と考えることができます。

### ★飼育活動の充実

#### ○飼育環境を整えること

まずは、校内における動物の飼育環境を整えることが必要です。ウサギを飼育する場合、雄と雌を一緒

に飼育すると赤ちゃんがどんどん産まれてしまうため、雄と雌を別々に飼育するようにします。ウサギがふえすぎると、十分な世話ができなくなるため、数の管理は必要不可欠です。

チャボの場合、ウサギのようにふえることはあまりないので、1つの飼育舎でも大丈夫です。また、飼育舎が無い場合は、ウサギであれば1羽ずつケージで飼育することも可能です。校内に置いたケージで飼育する場合、飼育舎にいる場合より、子どもはウサギとかかわりやすくなります。

#### ○飼育する主体を決めること

通常、飼育する主体は飼育委員会の高学年の子どもたちとなります。飼育する主体の子どもには、かけがえのない命を責任持って守ろうとする姿勢、態度を身につけさせることが重要です。飼育委員会は、5名程度のグループを作り、常時活動として毎日交代で朝休みの時間に世話(掃除と餌やり)をするようにします。

また、学校によっては、特定の学年の子どもたちが1年間にわたって動物の世話を行う「学年飼育」をしているケースもあります。休日の世話や「学年飼育」が定着すると、動物と積極的にかかわり、動物を大切にしようとする子どもがふえていきます。

#### ○保護者の理解、協力を得ること

教育活動を展開する上で最低限必要になるのが、保護者の理解、協力を得ることです。動物介在教育のために必要なことは2つあります。

1つめは、動物とかかわることが子どもの成長にとって極めて重要であることを保護者に十分理解してもらうことです。動物が持つあたたかさやぬくもりを直接感じとることはもちろんですが、動物との心の交流、死による悲しい別れ等を体験することの意義についても、保護者に理解してもらうようにします。

2つめは、動物飼育における安全、安心を確保することです。そのために必要なことは、地域の獣医師との連携です。学校によっては、毎月行われる委員会活動に獣医師が来校し、動物の健康観察、飼育にかかわるアドバイス等が行われています。獣医師が定期的に動物をみることにより、「子どもたちは学校の動物と安全にかかわることができます。」というメッセージを保護者に送るようにします。もちろん、動物が怪我をしたり病気になったりした場合は、専門的なアドバイスや処置を受けることができます。



## ★生活科での飼育動物の扱い

生活科の学習では、子どもが長期間にわたって動物とかかわることが求められています。そのため、学校での動物飼育は必要不可欠です。

以下に、ウサギを扱う指導事例を簡単に紹介します。

### ○指導時間

10～15時間（実施時期は1年生の3学期以降）

### ○学習のねらい

小動物と触れ合ったり飼育したりしながら、親しみの気持ちや命を持っていることに気付き、生き物を大切にすることができるようにする。

### ○学習の展開

1年生は学校探検のときに、2年生に案内してもらいながら飼育舎でうさぎとかかわる活動をしています。そこで、「うさぎさんともっとなかよくなるよう」という課題を設定して学習に取り組みます。

具体的な活動としては、うさぎを交代で抱くこと、餌をあげること、聴診器で心音を聞くこと、うさぎと自分との間に生まれた物語を絵や文にすること等になります。

### ○学習のオープンエンド

学級に動物アレルギーを持つ子どもがいない場合は、飼育舎のうさぎを1羽教室に移動し、学習終了後も子どもがすすんでかわり世話することができるようにします。それにより、うさぎの近くにいることが自分の居場所となる子どもは、教室でうさぎとかかわることに大きな喜びを感じることができます。また、休み時間にすすんで餌やりや掃除を行うことができる子どもには、「学びに向かう力、人間性等」につながる資質、能力が身についたと考えることができます。

## ★獣医師との連携

公立学校が獣医師に協力、支援を要請する場合は、教育委員会が地域獣医師会と協定を結ぶ必要があります。先述したとおり、獣医師には専門的な立場から、以下のような様々なアドバイスや支援をしてくれます。また、同じ獣医師が数年間にわたって1つの学校にかかわることができると、その学校の飼育のあり方を長い目で指導してくれるようになります。

- ・毎月1回の定期的な動物の見守り、観察
- ・飼育委員へのアドバイス、日々の活動への評価
- ・突発的な事態（動物の怪我、病気、出産、死等）における適切なアドバイス、指示

## ★休日の世話の方法

休日の世話については、動物を飼育舎で飼育している場合と、ケージで飼育している場合で対応が異なります。

### ○飼育舎で飼育している場合

動物を飼育舎で飼育している場合、休日に子どもが保護者とともに交代で世話をするようなしくみをつくる必要があります。

はじめに必要なのは、副校長、主幹教諭等が中心となり、保護者に参加を呼びかけることです。保護者には、世話や掃除等の仕事内容を事前に伝えます。分担表が完成したら、分担表を参加してくれる保護者に配布して取り組みをスタートさせます。

低学年児童の参加者が増えると、高学年の飼育委員会だけでなく学校全体で動物を守り育てようという文化が成立します。このような、動物の命を大切にしようとする学校の文化は、まちがいなく児童の教育にもよい影響を与えます。

### ○動物をケージで飼育している場合

動物を校内に置いたケージで飼育している場合、休日に校内に入ることは警備等の問題で難しいため、家庭で世話できる子どもが動物を持ち帰るようにします。



## ★飼育舎の設置場所

飼育舎はどこにつくるか。動物の飼育舎は、子どもたちが動物と絶えずかわり、親しみが感じられるような場所に設置することが望ましいでしょう。

例えば、子どもたちが出入りする昇降口の近くなどに設置し、絶えず子どもの目が行き届きやすくします。短い休憩時間などにも立ち寄りことができ、動物の様子や行動が観察できるようにしておくことなどが考えられます。

一方で、動物の健康を考慮することも大切です。日光がまったく当たらない場所とか、冬になると冷たい強い北風が吹きつけるような場所は避けるようにしましょう。動物のための運動場が、飼育舎に隣接してあるような広い場所が望ましいです。動物の運動場があれば、子どもたちとの交流の場として利用できるし、掃除のときにも、動物を安心して出しておくことができます。

なお、住宅密集地の学校では、飼育舎の設置場所は、異臭や鳴き声などで周りの住民から問題視されることがないように十分に配慮してください。

## ★飼育経費

動物の飼育にかかる経費は、毎日のエサ代・ケガや病気のときの治療費・飼育舎の保全・修理費など

が考えられます。エサ代については、動物の種類や大きさによって変わります。

それらの経費をどこから支出するかですが、各学校での予算の組み方についてはさまざまです。実際にどこからその予算を出すかということは現実的な課題であると感じています。

エサ代については、各学校の予算の中に経費として計上することはもとより、学校の実情に即して適切に調達することが必要でしょう。

### ★病気の治療費について

ケガや病気の治療費で、1回の治療費が数千円から場合によっては1万円以上かかるケースがあります。その資金の出所に苦労しているのが現状です。そのため、少々のことでは動物病院へ連れていかない場合が多く、手遅れになる傾向があります。

自治体によっては獣医師会との話し合いを持ち、委託契約や予算化している例もみられます。地元の自治体と獣医師会が連携して、予算措置している場合は安心して病気やケガに対処しています。

しかし、病気が発生してから対応するのではなく、予防を重視することが極めて重要であり、日頃から地域の獣医師会や獣医師に相談できるような仕組みにすることが考えられます。



### ★学校の教育活動における動物飼育の位置付け

#### ○道徳教育との関連

道徳教育では、思いやりの気持ちや命あるものを大切にする心情をはぐくむことが大切です。生命尊重の「生命」を、「限りのあるもの」「たったひとつしかないかけがえのないもの」「次の世代に受け継がれていくもの」とらえたとき、校内に子どもたちが触れ合うことのできる生きた道徳教材(チャボ、ウサギ等)がいることは極めて重要と考えます。

#### ○インクルーシブ教育との関連

学校教育では、「子どもが持つそれぞれのよさが集団において十分に発揮されるよう、一人一人の個性や特性が受容されるあたたかい雰囲気づくりを、教育活動全体において実現する」というインクルーシブ教育の実施が求められています。学校において友達とかわることが苦手な子どもが、他者である動物と触れ合うことで動物へのかかわり方や世話の仕方がわかると、徐々に自信を持って世話することができるようになります。また、世話を通して動物の気持ちを考えられるようになった子どもが、かかわり方を動物から人へ転移していくことにより、人間関係を向上させている事例もあります。私たち教師は、このような動物への上手なかかわり方が人間関係にも適用できることを、様々な機会を通して子どもたちに気付かせていきたいと考えます。

#### ○学校評価との関連

学校として動物を飼育している以上、教育効果や取り組みにおける成果をしっかりと評価することが必要になります。具体的には、年度末に行う学校教育全体に係る保護者アンケートにおいて、「休日に親子で動物の世話を行うことは子どもの成長に必要であるか」といった項目を設定し、A(たしかにそう思う)～D(全くそう思わない)の4段階で保護者に評価してもらうようにします。保護者からの肯定的な評価が得られれば、取り組みをさらに工夫、改善していくことで、学校の教育活動における動物飼育はより充実したものになります。